

## 第21回警察庁会計業務検討会議概要

### 〔案件1〕 ビッグデータを用いたサイバー犯罪に係る情報調査・提供業務

【委員】 入札参加者が1者だった理由について、「業務内容の専門性が高く、対応可能な業者が限られるためだと考えられる」としているが、契約業者以外にもこうした業務に専門性を持つ業者はいるのではないか。入札不参加の理由はなにか。

【回答】 契約業者以外にも対応できる業者は複数いるものと考えられる。不参加の理由として考えられるのは、警察庁へ情報提供を行うための環境構築や調査レポートを作成・提出する体制を確保するための費用が必要であり、入札に参加しても落札に至ることが難しいためだと思料される。

【委員】 不参加業者へ聞き取りをした上で、新規参入が行われうるような工夫を考えていただけないか。

【回答】 現契約業者以外の業者への積極的な声かけを行うとともに、利用状況も踏まえた仕様書の見直し、必要な要件を確保しつつ緩和できる点の検討を行うことにより、新規参入を促すこととしたい。

### 〔案件2〕 人材育成基盤装置保守委託

【委員】 入札参加者が1者だった理由について、「平成29年度に納入したもので、機器点検に知見があれば納入業者以外でも保守が可能で、他者を排除する内容ではない」としつつも、「本装置に使用するソフトウェアは、納入業者のみがメーカーと再販契約をしており、他者が参入するにはソフトウェアの再販契約をした上での参加となるため、1者応札になったと思われる」としている。そうであれば、ソフトウェアの再販契約が事実上のベンダーロックインをもたらしてしまっているおそれはないか。他者が当該メーカーと再販契約をする可能性などなかったのか。

また、予定価格は過去3年の契約額としているが、これを引き下げるための交渉等の余地はなかったか。事情について伺いたい。

【回答】 納入業者と開発メーカーの再販契約に関しては、人材育成基盤装置の主要機能の再販に係る決定権は開発メーカーにあり、納入業者は販路の一つであると認識しており、他者の参入を拒んではない。

予定価格の算定にあたっては、装置の運用状況等から、毎年度、保守項目の点検を行っており、令和4年度の保守内容は前年度と同等としたため価格変更がなかったことから過去3年の契約額としている。また、本契約は一般競争入札のため、事前に応札が予想される業者との価格交渉は行えないことから、価格交渉は行っていない。

【委員】 再販に係る決定権は開発元にあるとのことなので、再販契約に関して貴庁

としてはいかんともしがたいことは理解する。

また、一般競争入札のため価格交渉が行えないことも承知している。

例えば、随意契約にした上で価格交渉をするといった方法もあるかもしれないが、それも難しいか。

【回答】 調達の相手方が1者のみであった場合は、契約方法を随意契約として価格交渉の余地があるものと思われ、今後の同種契約に当たっては、適切な契約方法を検討する。

【委員】 この装置を導入する際には、複数者の競争を行っているのか。

【回答】 複数者の競争入札で導入している。

【委員】 今後、同種契約において、保守契約の段階でのベンダーロックインが起こり得ることを踏まえ、競争ができるような仕様を考えていただきたい。

【委員】 導入段階で、複数年契約とし価格を落とすような検討はされているか。

【回答】 次期同装置の保守については、予算要求の段階から、長期契約による保守経費のコストダウンということも視野に、国庫債務負担行為による予算要求を行っている。

【委員】 今、検討しているようにソフトウェアは、当初導入と保守をセットだという考え方で競争するのがいいと思うので、そういった検討の方向で進めていただきたい。

【回答】 承知した。

### 〔案件3〕 マルチローカスキット（A41880）外2点

【委員】 仕様書の交付が7者あったにもかかわらず、入札参加者が2者であり、かつ落札率100%であったが、どのくらい汎用性があるのか。他者が入札できるものだったのか。

そうであれば、入札をやめた方々の理由は何であったのか。

【回答】 本契約製品は、一般に流通しているもので、各代理店が基本的には自由に取り扱える商品である。

今回入札に参加しなかった5業者に対して聞き取りを行ったところ、そのうち2者が入札情報サービス提供業者であり、直接入札には参加しない業者であった。残り3者のうち、1つ目の業者は全国展開をしていない。2つ目の業者は抗原検査キットかと思った。3つ目の業者は専門が機械部品の取扱い専門商社で本製品の仕入れを年間通して確保するのが難しいと判断した。という回答であった。

当庁としては、入札参加業者を増やすために、引き続き入札辞退理由の確認と入札参加可能業者の情報収集、声かけに努めていきたい。

さらに、令和2年度に入札説明書を取得した業者にも聞き取りを行ったところ、こちらも本製品の取扱いがなかったものである。

一方、平成30年、令和2年、令和3年に入札参加した業者は、今回入札参加しなかったが、令和5年度の入札参加意思を確認したところ、入札参加し

たいという回答が得られた。

引き続きこういった情報収集と声かけに努めていきたい。

【委員】 予定価格について、落札率が100%であるが競争入札にすることで、価格を落とす余地があるのか。

【回答】 一般競争入札における結果が公表されているので、各業者は実績価格を参考に入札価格を決めているものと推察される。

予定価格については、市場価格、参考見積、過去の実績価格を比較し、予定価格を決定している。

入札参加業者へ問い合わせたところ、物価高騰により、仕入れ原価も高騰しており、これ以上の値下げは困難という回答であった。

【委員】 入札参加辞退の理由で、全国展開をしていないという理由があったが、その業者の対応エリアであれば安価な金額で提供できる可能性があるのか。

【回答】 本案件は、平成29年度に地方調達から中央調達に切り替えた契約で、地方分の5,000検体の単価が1,300万円台から970万円台まで削減になった。

また、契約業者に聞き取りを行ったところ、各地方調達に切り替えると、値上げを検討せざるを得ないと回答があった。

各地方調達で価格下落につながるような兆候を捉えることができれば、検討するが、従来の傾向からすると基本的には現行を維持していきたい。

【委員】 本製品は特許製品なのか。

【回答】 本製品自体は一般的に流通している製品であり、ライフテクノロジーズというメーカーが製造し、それを取り扱う代理店については特段制約はない。

【委員】 ライフテクノロジーズしか製造できないことになっているのか。そこに特許は成立しているということか。

【回答】 マルチローカスキットというDNAの増幅試薬については他者にもあるが、警察庁で採用しているのがライフテクノロジーズ社の本製品である。

【委員】 ジェネリック的に他者の製品を使えるといったものではないということか。

【回答】 警察のDNA鑑定においては、大量のDNA型について、正確に鑑定するという要請があり、それを鑑みて、警察で採用している鑑定方式に適した鑑定機械を使用している。その機械に適合する試薬を科学警察研究所において検証し、その結果、唯一適合できる試薬が本製品であるということである。

【委員】 それでは、本製品しか使えないということか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 では、こういうロックイン的な現象が現れてしまうのは性質上仕方がないということか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 ちなみに、その他のDNAの増幅に関する試薬や機械と比べて本製品が一番性能がよいのか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 現在、客観的証拠が非常に重要視されており、正確かつ迅速な捜査の上で必要で、重要なものであるため、最高品質のものを使用することは非常に好ま

しい。今後も、他に同等のものがあるのか、ないのか見てもらい、常に最先端の最も人権侵害が少なくなるような捜査方法の検討を続けてもらいたい。

**〔案件4〕 警視庁本部庁舎ほか通信機器移設等工事**

**【委員】** 落札率が低くかつ落札業者以外の入札金額も低いが、予定価格の設定は適切なものであったのか。

また、予定価格の半分以下の価格で落札できた背景事情についての回答で、業者の受注意欲が高く、原価の低減を図った価格となったとのことであるが、こういった他の入札において、今回受注した業者は、原価低減が優秀であることから、声かけを行うといった、今後活かすような資料のデータ収集・データ蓄積のようなものを検討されているのか。

**【回答】** 後者の方のデータの収集について、特定の本契約に至った当該業者の落札状況を、過去に遡ってデータの収集は現在行っていない。

もう一方の質問については、当該業者は施工実績も非常に多く、本工事に従事する作業員も経験豊富な者を効率よく配置できることを想定していたことを確認している。工事内容も、リスクが非常に少ない移設と、ケーブル配線が主な施工であるため、効率よく作業が可能であるため、業者もそういった面を考慮し、高い受注意欲によって、一般管理費等を低額に抑えて、利益を圧縮したということで、こういった落札率に至っている。

**【委員】** 他の業者も含めて予定価格との開きがあるので、もしこれが適切な予定価格だったとしたら、もう少し金額を抑えられたのかもしれないので、今後、このような開きのある案件について、精緻な予定価格が出せるように、どこで金額を抑えることができたのか、そういうところを含め落札業者への聞き取りを行い次回の予定価格の計算に生かしてもらいたい。

後半のほうについて、こういった意欲のある業者は、もしかすると実績を作ることで、他の大きな工事を受注したいという、先々のことも考えているのかもしれないので、きちんと次の声かけをし、リストを作成するといったことも取り入れていただきたい。

**【委員】** 契約書では、一括下請負はできないが、一部の下請負はできることになっているが、本件について、下請負事業者は何者入っているのか。

**【回答】** 本件については、下請負は入っていない。

**【委員】** 本件は移設工事なので、撤去したものを新しいところに持って行き、もう一度取り付けるという理解でよいか。

**【回答】** 貴見のとおり。

**【委員】** 秘密保持の観点で、捜査情報を扱うような部署の通信機器についても、この業者は工事をしているのか。

**【回答】** 貴見のとおり。

本件については、秘密情報の取扱いについて、口外しないことを担保するため誓約書を受領している。

また、本件移設の機器については、一般的な電話機といったものが主であるため、特殊な秘密情報を伴う機器の移設は、本件にはない。

【委員】 個人的な経験から、業者のやっていることを100%信用しないで、秘密情報が漏洩しないよう、何かできる方策も時々考える必要がある。金額の安さだけをもって頼むことのないようにしていただきたい。

【回答】 これもまた、経済安保とは違う形でのサプライチェーンリスクであると思うため、しっかりとチェックしていきたい。

#### 〔案件5〕 指掌紋自動識別システム用端末部賃貸借

【委員】 金額が大きいこともあるが、1者入札であること、一般競争の指掌紋自動識別システム用端末部設置・構築、随意契約の指掌紋自動識別システム用照合部賃貸借及び設置・構築、これが似たようなものあることから併せて検討したい。

1者応札の理由について、開発に向けた体制整備が困難である、規模が大きく、開発を履行できないリスクがあるという説明であるが、それに匹敵する大手業者がいて、開発の体制整備は行いうるようにも思われるが、なぜそうした業者が応札しなかったかの原因を貴庁としても独自に分析していただき（聞き取り調査よりも突っ込んだ分析はできないか）、新規参入が行われうるような工夫を考えていただけないか。

また、そもそも分割してやることに合理性はあるのか。

【回答】 照合部については、日本電気製のもので、競争にはならないが、端末部については、どこでも調達して設置・構築できるため、一般競争で調達している。令和3年度に契約したストレージ部については、2者参加しているが、今回の端末部は1者という結果になっている。

【委員】 結局、基の部分が日本電気だから、他者が作ろうと思うと割高になるのか。

【回答】 ストレージ部と端末部については、一般的な仕様であり、特段日本電気でなければいけないというものではないので、競争は可能である。

【委員】 そうすると、規模が大きく、開発を履行できないリスクがあるというのは、必ずしも当たらないという理解か。

【回答】 規模が大きいというのは、全国の警察本部にも端末を設置しているので、規模としては全国規模で展開でき、かつ保守できる事業者に限られる。

【委員】 この仕様は全国一律でないといけないということか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 1者応札をどうやったら改善できるのかを、突き詰めて検討し、追跡調査をしていただきたい。

関連する契約を合わせると大きな金額になっており、これを分割してやっても結局、1者しか落札するところがないのであれば、1者が大きな金額を得ていることになるので、単に分けて調達するだけでいいのかというところは、さらに検討いただきたい。

特に、仕様についてこれでいいのか何らかの分析をしていただきたい。

【回答】 ベンダーロックインの問題と、一方どうやったら少しでも効率的な調達ができるのかということで、今回は分割して行ったわけであるが、今後もいろんなシステムで関わってくることであるので、引き続きしっかりと取り組んでいきたい。

〔案件6〕 共通基盤システムハードウェア増設用品(R04型)賃貸借

【委員】 本案件も案件5と同じ趣旨なので、質問はほぼ重複するが、本案件も案件5と同じ状況か。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 書面審議において、令和5年度の調達においては、検討の結果、調達単位の分割を行っている工夫をしていると回答しているが、調達単位の分割をしても1者入札が増えるだけとなってしまっているので、あまり功を奏さないことになることが懸念される。

よって、もう少し違った観点で考える必要があるので、仕様そのものをどうするのかというところに帰着する。場合によっては、随意契約で行うべき性質のものなのかもしれない。そこの精査をしていただきたい。

【委員】 案件5の方は、中心になる機器が日本電気製だったという制約があったが、本案件も日本電気製でないといけないものだったのか。

【回答】 本案件に関しては、一般的なハードウェアであるので、特に指定するものではない。

【委員】 そうであれば、他の大手事業者でも可能だということなのか。

ただ、事業者からの回答がなく応札しなかった原因が何だったのかはわからないということであるが、ハードウェアに関しては、今回に限らず、毎年数年間で見るといろんなところで調達、リースを繰り返しているのではないかと思う。

そこで、機器に関して、一般価格の実績を蓄積したり、きちんと確認するような仕組みを作るとよい。

これだけでなく、こういった汎用機器であれば、いろんなところで関係すると思うので、ハードの部分はきちんと市販のものとの価格を比較するといったチェック体制があるとよい。

【回答】 チェック体制と、情報収集能力も含めて汎用性の高いものについては、どういう企業がどのくらいでやってくれるのかということについて、情報収集し、一定の企業に偏ることのないよう取り組んでいきたい。

## 委員講評

- 【委員】 一者応札であったり落札率が100%となっているものについて、それぞれ事情があることは理解できる。とはいえ、システム類の調達については所謂「ベンダーロックイン」が社会的にも問題となりつつあることから、今後、契約更新の際に新規参入が可能となるような工夫を引き続き検討していただきたい。
- 【委員】 外部からの意見を踏まえて改善努力されているのは伝わった。それでもいろんな問題が見つかるということが本会議でもよくわかったので、引き続き本会議で見つかったポイント、あるいは指摘のあった具体的なチェックポイントなどを踏まえて、改善に努めていただきたい。
- 【委員】 年々、回答の内容が濃くなってきていると感じる。特にアンケート結果もきちんと追っており、改善ができています。
- 一方で、電子機器関係、IT関係の調達が、毎年ベンダーロックインの問題で検討課題にあがっている。調達案件一つ一つを検討しても解決にはならないので、今後の調達に今の経験を生かしていただくとよりよい。
- 警察庁だけでできないところは、デジタル庁や各省庁と連携していただきたい。